

奈良県における希少野生動植物の減少の要因



奈良県内の希少野生動植物を県民みんなで守っていくために
奈良県希少野生動植物の保護に関する条例
を制定しました。
施行日 平成 22 年 4 月 1 日

国においても
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
(種の保存法) を制定し、
希少な野生動植物を対象に、捕獲等の規制と保護増殖の
取組を進めています。

でも、この法律は全国が対象のため、奈良県内で確認されている 12 種の動植物しか保護の対象にならない・・・

【豆知識 3 生物多様性をめぐる動きをみてみよう】

世界では、生物の多様性を保全し、その持続可能な利用などを目的として、平成 4 年 6 月、リオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）で、「生物多様性条約」が採択され、現在 190 カ国以上の国が条約締結しています。

この条約に基づいて日本では、「生物多様性基本法」「生物多様性国家戦略 2010」等を策定し、人と自然が共生することを通して、恵み豊かな生物多様性を育む「いきものにぎわいの国づくり」を目指しています。

また、2010 年は国連が定める「国際生物多様性年」であり、COP10（生物多様性条約第 10 回締約国会議）が名古屋市で開催され、みんなで自然や生きものを守っていくための目標やルールが決められました。

どのような仕組みで希少野生動植物を保護するのですか？

条例の体系



ならの希少野生動植物を守るために

条例では、みなさんの立場に応じて、それぞれの責務を定めています。

県民、旅行者等の皆さん

希少野生動植物の生息・生育に支障を及ぼすことのないように気を配り、県が実施する保護施策に協力しましょう。

事業者の皆さん

事業活動を行うときは、希少野生動植物の生息・生育する環境の悪化を防ぎ、県が実施する保護施策に協力しましょう。

県

条例に基づき基本方針を策定し、個体の保護や生息地等の保全など保護施策を推進します。

みなさんが「これならできるかも」と思う活動への参加をお願いします。

何かはじめてみたいと思う方へ

例えば、身近にある小さな自然を知るために、自然観察会などへ参加してはいかがでしょうか。

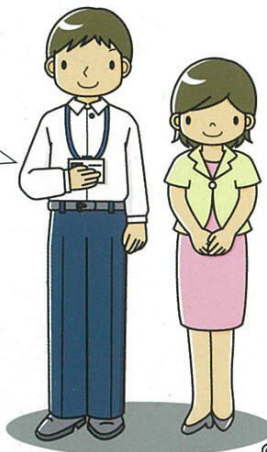
活動を実践されている方へ

希少野生動植物の情報や、施策への提案をお待ちしています。

わからない事などがありましたら
下記お問い合わせ先へご相談ください。

奈良の生きもの情報調査 へのご協力をお願いします！

詳しくはホームページで！



©fumira

【お問い合わせ先】

奈良県水循環・森林・景観環境部 景観・自然環境課

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL 0742-27-8757 FAX 0742-22-8276

E-mail ikimono@office.pref.nara.lg.jp

「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」「奈良県版レッドデータブック」
については、県のホームページでもご覧頂けます。

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-2614.htm

平成24年8月発行